

2025年度から授業料免除を拡充します！

※改定後の授業料が適用される学生（留学生を除く）が対象。

現行

世帯年収400万円以下の学生は授業料全額免除

2025年度から

世帯年収600万円以下※¹の学生は授業料全額免除

さらに

**世帯年収900万円以下※²の地方出身学生は
授業料4分の1免除**

※¹ 総所得金額が358万円以下。

※² 総所得金額が642万円以下。

世帯年収600万円以下の学生は授業料全額免除

以下の要件の全てを満たしている場合、授業料が全額免除となります。

- ①改定後の授業料が適用される学生（留学生を除く）である。
- ②授業料免除を一般申請（父母と同一生計）で申請している。
- ③授業料免除の学力基準を満たしている。
- ④世帯収入が600万円以下（総所得金額が358万円以下）である。

Q. 授業料の納付が困難ですが、世帯年収が600万円を超えています。免除になりませんか？

世帯年収が600万円を超えていても、世帯の状況（就学中の子が多い、障害・介護・長期療養等の控除がある等）によっては授業料免除の基準を満たす可能性があります。全額免除は確約されませんが、予算の範囲内で半額免除又は全額免除が許可されるかもしれません。申請をご検討ください。

Q. 世帯年収はどの金額で判断されますか？

2025年度の審査では、給与所得者の場合は令和6（2024）年源泉徴収票の支払金額、自営業等の場合は令和6（2024）年確定申告書の所得金額で判断します。ただし、途中で退職や再就職した場合はこれらの金額ではなく、今後12ヶ月の年収見込金額を基に判断します。詳細はお問合せください。

世帯年収900万円以下の地方出身学生は 授業料4分の1免除

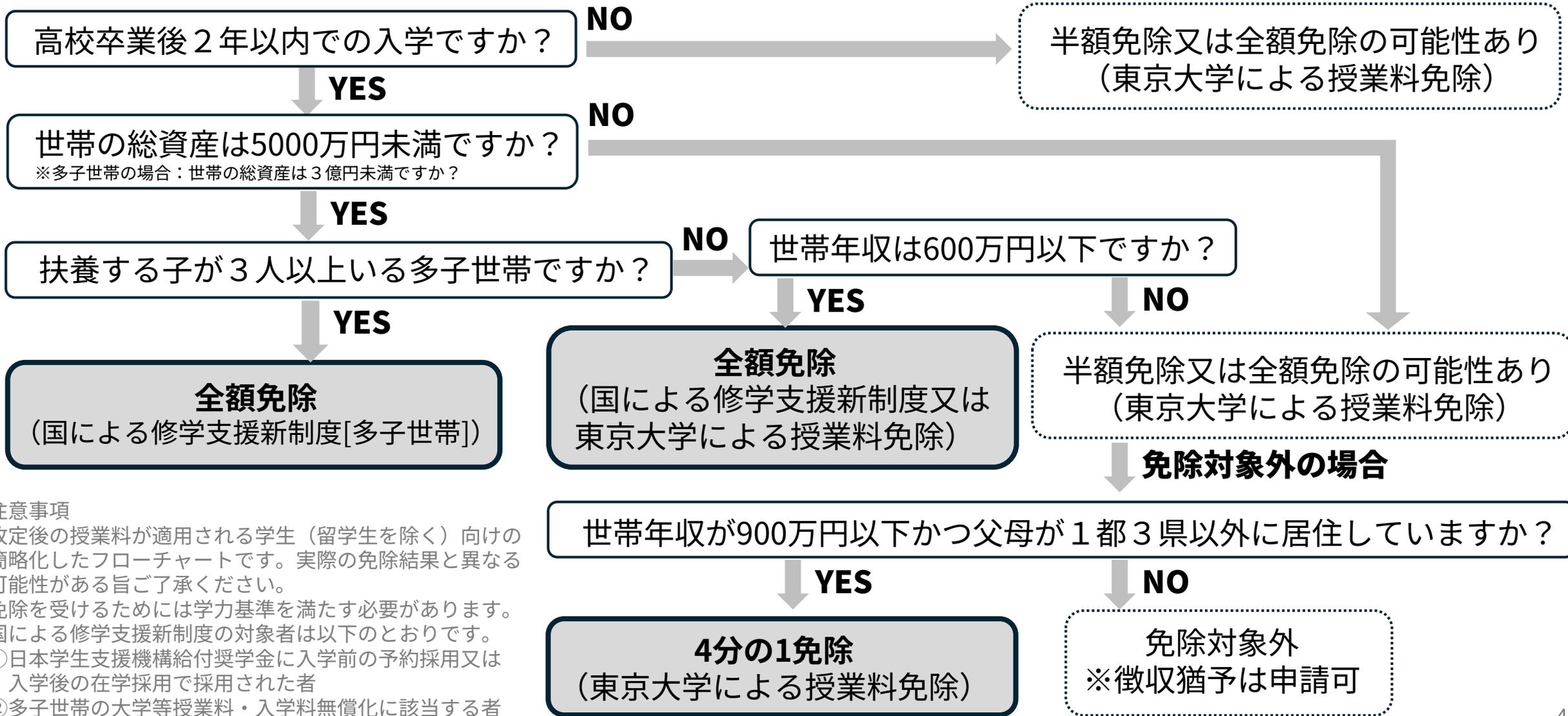
以下の要件の全てを満たしている場合、授業料が4分の1免除となります。

- ①改定後の授業料が適用される学生（留学生を除く）である。
- ②授業料免除を一般申請（父母と同一生計）で申請している。
- ③授業料免除の学力基準を満たしている。
- ④世帯収入が900万円以下（総所得金額が642万円以下）である。
- ⑤（学部の場合）高校卒業から2年以内に学部に入學している。
（修士の場合）高校卒業から2年以内に学部に入學し、かつ学部卒業から1年以内に修士課程に入學している。
- ⑥基準日時点で父母が1都3県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）以外に居住している。

Q. 地方出身で条件を満たしています。半額免除や全額免除にはならないのでしょうか？

世帯の状況（就学中の子が多い、障害・介護・長期療養等の控除がある等）によっては通常の授業料免除の家計基準を満たし、予算の範囲内で半額免除又は全額免除が許可されるかもしれません。残念ながら家計基準を満たさなかった場合でも、4分の1免除の対象になります。どちらか有利な方が適用されます。

授業料免除制度フローチャート (2025年4月版)



※注意事項

- 改定後の授業料が適用される学生（留学生を除く）向けの簡略化したフローチャートです。実際の免除結果と異なる可能性がある旨ご了承ください。
- 免除を受けるためには学力基準を満たす必要があります。
- 国による修学支援新制度の対象者は以下のとおりです。
 - 日本学生支援機構給付奨学金に入学前の予約採用又は入学後の在学採用で採用された者
 - 多子世帯の大学等授業料・入学料無償化に該当する者